

保存版

MPS-ABC Certification Standard v16 (MPS-ABC 認証規格 第 16 版)

これは日本の MPS-ABC 認証参加者の参照とするための、下記の英語版 MPS-ABC 認証規格関連文書の抄訳です。ただし一部、補足説明のために追加した部分もあります。

EN MPS-ABC Certification Standard v16；以下の 3 つの文書で構成されています

- Certification Criteria (認証要件)
- Method and Ground Rules (実施手法と基本ルール)
- Terms and Definitions (用語と定義)

EN MPS-Governance v1 (MPS ガバナンス)

EN MPS-Black List Active Substances v2 (MPS ブラックリスト・禁止農薬)

本抄訳の認証規格は 2021 年 1 月 1 日より適用されます。

本抄訳における記述に関わらず、MPS-ABC 認証はオランダ語版の認証規格に基づいて運用されます。オランダ語版および英語版の関連文書は MPS 本部のホームページからダウンロードできます。

この認証規格のいかなる部分も、MPS の事前の承諾なしにコピーや掲載を禁止します。

Certification Criteria ; 認証要件

MPS-ABC について

制度の目的：

MPS-ABC は作物保護剤・肥料・エネルギー・廃棄物・水などの環境問題のテーマに関して、参加生産者の使用量を記録し、よく似た生産環境でよく似た作物を生産している生産者と比較することにより、自然環境に対するパフォーマンスを可視化します。使用量はポイント換算され、自然環境への配慮の程度から A+・A・B・C のランクに分けられた認証資格が発行されます。参加者は表やグラフを通じて評価結果を知ることができます。MPS-ABC は、農業生産行為がもたらす自然環境への影響に関して透明性を担保するとともに、より持続可能な花き生産を実現するためのサポートとなるシステムです。

他の MPS 認証規格との関連：

MPS-ABC は参加者からの報告に基づく認証規格ですが、農業生産行為の持続性可能性や検証可能性をさらに高めた他の MPS 認証規格へステップアップすることもできます。例えば、MPS-ABC は MPS-GAP および MPS-SQ 認証規格を取得するためのベースとなっています。MPS-GAP はトレーサビリティ・環境保全・安全で衛生的な作業環境に関する認証規格であり、MPS-SQ は適正な労働条件に関する認証です。さらに MPS-ABC は、MPS-ProductProof に加入するための条件にもなっています。MPS-ProductProof は花き販売店からの要望に応じて、特定の農薬などを使用しないで生産した製品であることを保証するための認証規格です。

MPS-ABC 認証要件

A. MPS-ABC への基本的な参加要件

A.1	認証機関は参加者のサインのある MPS-ABC 参加見積書のコピーを保有する。 MPS-ABC に参加を希望する生産者は、認証機関に申込みを行い、参加見積書にサインし提出した後のみ参加が認められる。
A.2	MPS-ABC は農業経営体全体の生産履歴管理システムである。
A.2.1.	MPS-ABC は、使用量記録に基づいた個人・法人全体の認証資格である。それゆえ栽培している作物を個別に、あるいは一部の作物のみを対象として参加することはできない。農地の一部や特定の農場のみを対象として参加することもできない。多角的な農業経営を行なっている参加者は、全ての農業生産活動における使用量を記録しなければならない。
A.2.2	参加者に複数の農場がある場合は、同じ MPS 番号のもとで、生産サイト単位で使用量の記録を行う。
A.2.3	農業用と非農業用の使用量を区別できない場合（例えば事務所や住居の電気使用量など）、全体の合計使用量を記録しなければならない。
A.2.4	農業用と非農業用の使用量が明確に区別できる場合であっても、審査に必要と判断できる正当な理由がある場合、MPS は参加者に対して非農業用の使用量についても記録も残すよう要求することがある。
A3	会計を別にする複数法人の参加について。 個別に登記され別会計になっている複数の農業生産法人等の参加にあたっては、それぞれ別の MPS 番号を取得して個別に参加することができる。ただしその際、認証機関を通じて MPS の承認を必要とする。同一の MPS 番号に対して、法人別・部門別に分割した複数の請求書を発行することはしない。
A4	参加者は常に支払い義務を履行しなければならない。 MPS-ABC 参加契約書へのサインにより、参加者には支払い義務が発生する。請求書の送付および随時連絡によって参加者に MPS-ABC への参加費用が通知され、参加者は支払い義務に応じる責任がある。
A5	参加者は苦情対応記録を保管しなければならない。 参加者は、他の参加者・流通関係者・市場関係者等からの、MPS に関連する苦情やコメント等を記録し保管しなければならない。この記録には、苦情やコメント等への対応内容も含まれる。

B. 全般的な要件

MPS 生産履歴管理システムには対応する入力項目はないが、認証資格に要求される全般的な事項

B.1	借入地での生産履歴および委託栽培先の生産履歴
B.1.1	借入地での耕作や、自社商品の生産を他の生産者に委託して栽培している場合、それらの圃場および委託先は、MPS 生産履歴管理システムに生産サイトとして登録しなければならない。
B.1.2	全ての借入地および委託栽培先における生産履歴・使用量は、下記の「生産履歴管理上の要件」に従い、生産サイトごとのサブレコードとして記録しなければならない。(認証資格には全生産サイトの使用量合計が反映される。)
B.2	作物保護剤と有効成分
B.2.1	MPS ブラックリストの有効成分を含む作物保護剤 (MPS 禁止農薬) を使用または保管してはならない。 i. 参加者の農場内では、参加者以外の第三者による使用も禁止する。 ii. 農業生産場面だけでなく、包装資材の消毒のための使用も禁止する。
B.2.2	国内で未登録の農薬成分を含む作物保護剤は使用してはならない。 i. 参加者の農場内では、参加者以外の第三者による使用も禁止する。 ii. 農業生産場面だけでなく、包装資材の消毒のための使用も禁止する。
B.3	総合的病害虫管理 (IPM) 計画
B.3.1	参加者は、下記の項目を含む総合的病害虫管理 (IPM) 計画を作成しなければならない。 i. 参加者圃場で経済的な被害が生じるおそれのある病害虫の記述 (作物ごと) ii. 各病害虫の被害症状の特徴と、経済的に許容される発生水準の記述 iii. それぞれの病害虫について、発生予防のために実行可能な対策の記述 iv. 病害虫の発生モニタリング方法と、実際の発生調査記録 v. 防除記録には、その防除の目的 (対象病害虫など) を記載する vi. 病害虫の薬剤抵抗性発達を防ぐために取り組んだことの記述
B.3.2	実際に行なった耕種的・生物的・化学的防除の具体的手段を IPM 計画に記録する。
B.3.3	IPM 計画は、審査時に審査員に対して提示されなければならない。
B.4	山採りもの
B.4.1	自生植物の採集 (山採り) には、所有者からの正式な許可を得なければならない。参加者はそのことを証明できる、下記の項目を含む文書を保管しなければならない。これは参加者以外の第三者による採集の場合にも適用される。 i. 所有者が採集の許可を与えていること ii. 採集する対象と採集量に許可が得られていること iii. 採集物には作物保護剤や肥料が使用されていないと言い切れること
B.4.2	山採りを許可された場所の面積は MPS-ABC の記録には含めない
B.4.3	山採りものを扱う場合には、下記の項目を含む台帳を作成して記録管理しなければならない。 i. 参加者自身で採集した植物と数量 ii. 参加者以外の第三者が採集した植物と数量、仕入れ先別に iii. 販売した植物と数量、販売先別に
B.5	自社生産を補完するための最終製品の購入
B.5.1	参加者自身の生産物の出荷にあたり、他の生産者から最終製品を購入して出荷数量の補完を行う場合、参加者自身の MPS-ABC 認証資格と同じか、それ以上の認証資格を有する生産者から購入しなければならない。
B.5.2	購入した花き製品を参加者自身でしばらく管理してから出荷する場合、下記のいずれかを満たしていなければならない。 i. 参加者自身の MPS-ABC 認証資格と同じか、それ以上の認証資格を有する生産者からの購入 ii. 少なくとも 3 ヶ月間、参加者の農場で栽培管理を行うこと (栽培期間が 3 ヶ月より短い花き製品の場合は、少なくとも全栽培期間の 2/3 を参加者の農場で栽培管理すること)

C. 生産履歴管理上の要件

これらの要求事項に従って、MPS 生産履歴管理システム (Record-Keeping Environment) への入力を行う

C.1	使用量データの送信期限
C.1.1	MPS 期 (4 週間) の全ての使用量を入力し、その期の終了後 5 営業日以内に送信の操作を行うこと。
C.2	一般情報 (General Information Form)

C.2.1	参加者に関する一般情報を全て記入し送信すること（生産履歴管理システムの「Company Questionnaire」から回答する）。 i. 真実のまま全てに記入し、生産履歴管理の開始前に送信すること ii. 年1回、内容を見直して再送信すること iii. 一般情報の内容に変更があった場合、10営業日以内に修正して再送信すること
C.2.2	生産サイトに関する一般情報を全て記入し送信すること（生産履歴管理システムの「Site Questionnaire」から回答する）。 i. 真実のまま全てに記入し、全ての生産サイト分を生産履歴管理の開始前に送信すること ii. 年1回、内容を見直して再送信すること iii. 一般情報の内容に変更があった場合、10営業日以内に修正して再送信すること
C.3	生産履歴管理システムの設定 生産履歴管理システムで入力する項目や入力方法を選択し、設定すること（生産履歴管理システムの「Record-keeping preference」から回答する）。 i. 生産履歴管理の開始前に全ての入力項目について設定し送信すること ii. 年1回、内容を見直して再送信すること
C.4	栽培計画
C.4.1	以下の項目を含む栽培計画を、生産サイトごとに作成すること。 i. 作物（作物名と土耕・培地など栽培方法の区分） ii. 圃場（施設・露地の区分と圃場面積、圃場の名称） iii. 圃場ごとの作物栽培計画 iv. 環境認証資格を有する種苗の利用比率
C.4.2	栽培計画で作成した圃場面積の合計は、その生産サイトの一般情報（Site Questionnaire）で記入された面積と合致していなければならない。
C.4.3	栽培計画は常に最新の状態に更新されなければならない。 i. MPS 期中の栽培面積等の変更は、その期の終了後5営業日以内に栽培計画に反映すること ii. 少なくとも年1回、栽培計画全体を確認して最新の状態に更新すること
C.5	種苗の購入記録 種苗の購入に関し、以下を含む情報を生産サイトごとに記録すること。 i. 購入日 ii. 購入先名 iii. 作物名（製品名） iv. 数量 v. 環境認証資格の有無（MPS-ABC 認証資格を有している種苗会社からの購入など）
C.6	作物保護剤と肥料の在庫 参加者に関する一般情報（Company Questionnaire）で「在庫管理機能（ストックモジュール；stock module）を利用する」と回答すると、生産履歴管理システムで作物保護剤や肥料の在庫管理ができる。その場合、以下の条件に従って在庫の記録を行う。
C.6.1	在庫管理機能を使用する際には、最初に現時点での在庫について以下の情報を入力する。 i. 作物保護剤および肥料の名称と MPS コード ii. 現時点での在庫数量
C.6.2	新たに在庫を追加する際は、以下の情報を入力する。 i. 作物保護剤および肥料の名称と MPS コード ii. 納入日 iii. 新たに追加する数量
C.6.3	使用量の登録で在庫数量が減少する以外に、在庫管理機能から直に在庫数量を調整して減少させる際は、以下の情報を入力する。 i. 作物保護剤および肥料の名称と MPS コード ii. 在庫数量を調整した日 iii. 調整により減少させる数量 iv. 在庫数量を調整した理由（廃棄、返品など）
C.7	エネルギーメーター 電力・ガス使用量の記録前にエネルギーメーター（energy meters）の設定を行う。個別のエネルギーメーター

	<p>ごとに、以下の項目について記録方法を選択し決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 基本的な記録方法 (請求書ベース/生産サイトの合計/複数のメーター) ii. エネルギーメーターの識別名 iii. メーターの値を読んで入力するか、使用した量を入力するか iv. 使用中か休止中か v. 100%クリーンエネルギーか否か (供給源のメーターに適用)
C.8	作物保護剤の使用記録
C.8.1	<p>栽培中から収穫後出荷までの間の全ての作物保護剤の使用について、下記の項目を記録しなければならない。委託栽培先で使用された作物保護剤についても同様に記録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 作物保護剤の名称と MPS コード ii. 使用量 iii. 使用日 iv. 自身で使用したか、外部の委託業者が使用したか v. 使用した圃場・作物
C.8.2	作物保護剤の使用量は作物ごと、防除作業ごとに記録する。
C.9	肥料の使用記録
C.9.1	<p>栽培中から収穫後出荷までの間の全ての肥料の使用について、下記の項目を記録しなければならない。委託栽培先で使用された肥料についても同様に記録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 肥料の名称と MPS コード ii. 使用量 iii. NPK 成分の含有量 (MPS コード登録されていない場合)
C.9.2	肥料の使用量は作物ごと、施肥作業ごとに記録する。
C.10	エネルギーの使用記録
	<p>栽培中から収穫後出荷までの間の全てのエネルギーの使用について、下記の項目を記録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 電力・ガスメーターの検針日、請求書ベースでの入力の場合は対象期間 ii. 電力・ガスメーターの値、または使用量 iii. 電力・ガスのクリーンエネルギーの割合 iv. ガスの熱量換算係数 v. その他の燃料の名称と MPS コード vi. 使用量と単位
C.11	水の使用記録
	<p>人為的な水の利用について、下記の項目を記録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 水の使用日 ii. 使用量 (m³) iii. 水源 (水道水・農業用水、地下水・湧水、雨水など)
C.12	化学的土壌消毒*
C.12.1	<p>土壌消毒剤を用いた化学的土壌消毒を行なった際は、下記の項目を記録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 土壌消毒剤の名称と MPS コード ii. 使用量 iii. 使用日 iv. 自身で使用したか、外部の委託業者が使用したか v. 使用した圃場・作物
C.12.2	<p>土壌消毒基準 (Soil Disinfection Standard) に則るためには、参加者は許可証を MPS に提出する必要があります。この基準ではカーバム Na 塩を有効成分とする土壌消毒剤のみが適用可能です。</p>
	*この項目の日本国内における適用に関して、本抄訳の作成時点では不確定です。

D. 会社審査

D.1	会計帳簿類
	会社審査が行われる際には、参加者の会計帳簿類の原本が全て揃っていないなければならない。

D.2	審査の受け入れ
	参加者は、認証機関による会社審査の実施を受け入れなければならない。
D.3	審査の準備
	参加者は、会社審査において下記の資料が提示できるよう適切に準備しなければならない。 i. 完全で正確な記録 ii. 作物保護剤と肥料の購入記録（生産履歴管理システムの在庫管理機能を使用していない場合）
D.4	初回審査
	初回審査において確認された使用量は、参加者により記録された使用量と合致していなければならない。
D.5	会社審査
	会社審査において確認された使用量は、参加者により記録された使用量と合致していなければならない。

E. サンプル審査

E.1	サンプリングの受け入れ
	参加者は、サンプリング審査のために、MPS または認証機関による植物サンプルの採取を受け入れなければならない。
E.2	サンプル分析
	採取したサンプルの残留農薬分析で、参加者が記録したものの以外の農薬成分が検出されてはならない。

MPS-ABC 制裁規則

再審査・再サンプリングに要した経費は参加者の負担とする。RI (Reliability Index) は信頼度指標を表す。NQ (Not Qualified) は認証資格無しの状態を表す。

A. 基本的な参加要件への違反行為

	要求事項	違反行為	認証資格への影響	再審査	再サンプリング	RI への影響
A.1	認証機関は参加者のサインのある MPS-ABC 参加見積書のコピーを保有する	認証機関は参加者のサインのある参加見積書のコピーを受け取っていない	生産履歴管理を開始できない			
A.2	参加者の農業生産活動全体について使用量を記録する	使用量の記録がない作物または生産サイトがある	NQ; 是正されるまで			
A.3	会計を同じくする個人・法人には同一の MPS 番号が与えられる	農業経営体の一部門が MPS 認証の対象になっていないか、別の MPS 番号を保有している	NQ; 是正されるまで			
A.4	参加者は支払義務を履行しなければならない	支払義務の履行が不完全	NQ; 是正されるまで			
A.5	参加者は苦情対応記録を保管しなければならない	苦情対応記録が存在しない	3ヶ月以内に是正すること			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ; 是正されるまで			

B. 全般的な要件への違反行為

	要求事項	違反行為	認証資格への影響	再審査	再サンプリング	RI への影響
B.1	借入地および委託栽培先の生産履歴が記録されていなければならない	生産履歴が記録されていない借入地および委託栽培先がある	3ヶ月以内に是正すること	3ヶ月後にリモート審査		
		記録内容が生産履歴管理上	NQ; 是正される			

		の要件 C.1~C.11 を満たしていない	まで			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			-10
		2 年以内に同じ違反を繰り返した場合	NQ ; 是正されるまで			-15
B.2	MPS-ABC 認証要件で認められた作物保護剤のみ使用しても良い	国内未登録の作物保護剤の使用記録がある	NQ ; 12 週間			
		MPS 禁止農薬の使用記録がある	NQ ; 12 週間			
B.3	総合的病害虫管理 (IPM) 計画を作成し更新しなければならない	要件を満たす計画が作成されていない	3 ヶ月以内に是正すること	3 ヶ月後にリモート審査		
		IPM 計画が更新されていない	3 ヶ月以内に是正すること	3 ヶ月後にリモート審査		
		審査時に IPM 計画を提示できなかった場合	28 日以内に是正すること	28 日後にリモート審査		
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			
		2 年以内に同じ違反を繰り返した場合	NQ ; 是正されるまで			
B.4	山採りものに関する諸要件を遵守する	山採りものに関する要件が満たされていない	3 ヶ月以内に是正すること	3 ヶ月後にリモート審査		
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			
		2 年以内に同じ違反を繰り返した場合	NQ ; 是正されるまで			
B.5	最終製品の購入に関する諸要件を遵守する	自身の MPS-ABC 認証資格以上の認証資格を有する生産者から購入していない		6 ヶ月以内に会社審査		-5
		2 年以内に同じ違反を繰り返した場合	NQ ; 12 週間			-15

C. 生産履歴管理上の要件への違反行為

	要求事項	違反行為	認証資格への影響	再審査	再サンプリング	RI への影響
C.1 ~ C.11	生産履歴管理上の要件 C.1~C.11 を満たした、最新で完全な記録があること	登録週に記録が不完全な MPS 期がある				-2 ×期数
		四半期の資格審査時に記録が不完全な MPS 期がある	NQ ; 是正されるまで			
		生産履歴管理システムの入力可能期間より前に記録が不完全な MPS 期がある	NQ ; 1 年間の記録が揃い会社審査が実施されるまで			

D. 会社審査に関する違反行為

	要求事項	違反行為	認証資格への影響	再審査	再サンプリング	RI への影響
D.1	会社審査時に会計帳簿類の原本が全て揃っていない	原本が全て揃っていない	審査が実施できない	8 週間以内に会社審査		-5
		再審査時にも原本が全て揃っていない	NQ ; 12 週間	12 週間後に会社審査		-10
D.2	参加者は認証機関による会社審査を受け入れなければならない	会社審査の予定を正当な理由によりキャンセルした		8 週間以内に会社審査		
		会社審査の予定を正当な理由によりキャンセルした		8 週間以内に会社審査		-15

		由なくキャンセルした		会社審査		
		再審査の予を再び正当な理由なくキャンセルした	NQ ; 12 週間	12 週間以内に会社審査		-15
D.3	参加者は会社審査前に適切な準備を行わなければならない	会社審査の時点で、生産履歴管理の記録が不完全なため、NQ(資格無し)の状態になっている	すみやかに是正し、認証資格を回復する	完全な記録が整い次第		
		生産履歴管理の記録作業が遅れたため、使用量の取りまとめが審査日に間に合わなかった	参加者の経費で新たな審査日を設定する			
D.4	初回審査において確認された使用量は記録と合致していなければならない	審査結果と記録内容との差が認証ポイントで 10 以内	「参加者」のまま	6 ヶ月後に再審査		
D.5	会社審査において確認された使用量は記録と合致していなければならない	審査結果と記録内容との差が認証ポイントで 10 以内	認証機関による記録の訂正			-5
		審査結果と記録内容との差が認証ポイントで 10 より大きい	認証機関による記録の訂正	6 ヶ月以内に再審査		-15
		再審査の際、再び審査結果と記録内容との大きな差が見つかった	NQ ; 12 週間 認証機関による記録の訂正	6 ヶ月以内に再審査		-20

E. サンプルング審査に関する違反行為

	要求事項	違反行為	認証資格への影響	再審査	再サンプルング	RI への影響
E.1	参加者は、参加者の農場からの植物サンプルの採取を受け入れなければならない	サンプル採取のための農場への立ち入りを、正当な理由なく断った			2 週間以内	-10
		サンプルを採取する生産サイトを自由に選べず、参加者が指定した			2 週間以内	-5
		再サンプルングの際も生産サイトを自由に選べず、参加者が指定した	NQ ; 12 週間		12 週間以内	-15
E.2	生産履歴管理の記録内容と植物サンプルの残留農薬分析結果が合致していなければならない	分析結果から、未記録の作物保護剤の使用が判明した；MPS で使用が認められているもの	使用記録を訂正する		8 週間以内	-5
		分析結果から、未記録の作物保護剤の使用が判明した；国内未登録の農薬	NQ ; 12 週間 使用記録を訂正する		8 週間後	-10
		分析結果から、未記録の作物保護剤の使用が判明した；MPS 禁止農薬	NQ ; 12 週間 使用記録を訂正する		12 週間後	-15

Method and Ground Rules (実施手法と基本ルール)

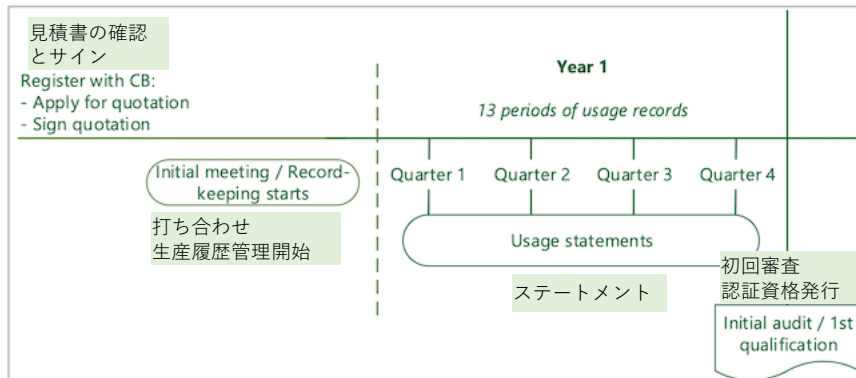
1. MPS-ABC のプロセス

1.1. MPS-ABC 認証プロセス

新規参加者の認証資格取得までのプロセスと、その後認証資格を継続してゆくプロセスに分けて説明します。

1.1.1. MPS-ABC 新規参加者

新規参加者は、まず MPS-ABC 参加費用の見積書を確認し、了承のサインを添えて認証機関 (Certification Body; CB) に提出します。その後、参加者は MPS 生産履歴管理システムにアクセスできるようになります。新規参加者の認証プロセスを下図に示します。



MPS グループ社員と打合せを行い、MPS 生産履歴管理システムの操作方法と基本設定の説明を受けます。全ての設定が終了すれば使用量の記録が可能になります。

生産履歴管理システムで使用量を記録

MPS-ABC 認証資格を取得するためには MPS 13 期 (1 年間) の使用量記録が必要です。また、記録内容は「Certification Criteria ; 認証要件」で定めるところを満たしていなければなりません。資格取得までに要する期間を短縮できる条件に関しては、この文書の 1.3.項で説明します。複数の生産場所・農場がある場合には、それらを「生産サイト」としてシステムに登録し、個別に使用量の記録を行います。全ての生産サイトで MPS 13 期 (1 年間) の使用量が記録されなければ、参加者への MPS-ABC 認証資格は発行されません。

ステートメント

MPS 四半期の終了後、PDF 形式のステートメント (計算結果) が発行されます。これには参加者が記録した使用量の概要と、認証資格の審査基準との比較などが示されています。

初回審査

連続する 10 期から 16 期の使用量が記録されると、認証機関に申し出て初回審査を計画することが可能になります。初回審査では、参加者が「Certification Criteria ; 認証要件」で定められた要件を全て満たしているかどうかを確認します。そのためには、購入伝票や仕入れ台帳などの会計帳簿類が揃っていることが必要です。連続した 13 期の使用量記録があり、かつ初回審査に合格した参加者に対して、MPS-ABC 認証資格が発行されます。MPS-ABC 認証資格は、使用量の記録をもとに算出された A+~C の資格ランクで表されます。

リモート審査

認証機関は、参加者により生産履歴管理システム内に記録された内容をチェックする「リモート審査 (desk audit)」を実施します。詳細は 1.2.項で説明します。さらに、四半期ごとの認証資格発行時に、適切な記録がなされているか確認します。記録期間や内容に不備があった場合、認証資格は停止され、必要な記録が追加され更新されるまで無資格状態となります。また、四半期ごとの認証資格発行時以外にも、認証機関は無作為に選択した生産者に対してリモート審査を行い、参加者に追加情報の提出を要求することがあります。

1.1.2. MPS-ABC 認証資格の維持

認証資格を取得した後、それを継続してゆくためのプロセスを下図に示します。

生産履歴管理

継続的に MPS-ABC 認証資格が発行され続けるためには、「Certification Criteria ; 認証要件」で定められた生産履歴管理上の要件を満たす必要があります。

認証資格の発行

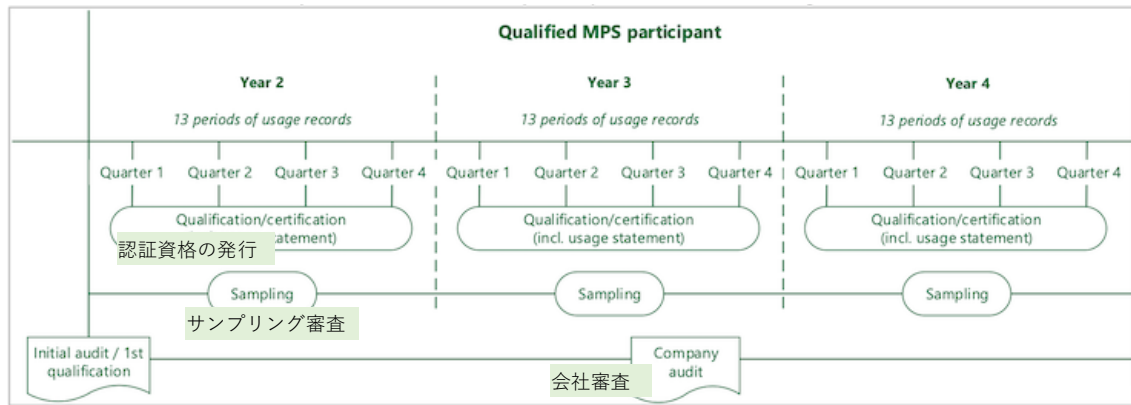
全ての MPS-ABC 参加者の認証資格は、MPS 四半期の終了後に記録された内容に基づき、資格ランクが再計算されます。リモート審査により、適切な記録がなされているか、国の承認がない作物保護剤は使用されていないか、MPS 禁止農薬が使用されていないか、などのチェックが行われます。MPS では環境認証を取得している種苗の抜き打ち検査も行っています。またエネルギーなどの使用量の確認のために、参加者に追加情報の提出を要求することもあります。認証規格の要件を全て満たした参加者には、使用量の記録に基づいて計算された新たな認証資格が発行されます。

サンプリング審査

参加者の信頼度指標 (Reliability Index; RI, 4.項で説明) に応じて、年 1 回以上のサンプリング審査を実施します。生産規模に関わらず、参加者 1 社から一つの植物サンプルを採取し、記録にない農薬や MPS ブラックリストの有効成分の有無をチェックします。サンプリング審査の詳細は 1.2.2.項で説明します。

会社審査

参加者の信頼度指標 (RI) に応じて、少なくとも 3 年に 1 回以上の会社審査を実施します。会社審査は参加者の一つまたは複数の生産サイトに対して実施されます。この審査の目的は、参加者が「Certification Criteria ; 認証要件」で定められた全ての要件を満たしているか確認することです。そのためには審査時に全ての会計帳簿類の原本が提示可能でなければなりません。会社審査の結果により、記録された使用量の修正を行うことがあります。これらの修正は、参加者の認証資格に影響を与えます。



1.1.3. MPS-ABC 認証資格ランク

参加者の認証資格は年 4 回計算され、審査結果の反映など必要に応じて訂正されます。参加者の状況ごとに発行される MPS-ABC 認証資格ランクの一覧を以下に示します。

【状況】	【資格ランク】
記録が完全で認証要件を満たしている、初回審査に合格している、他	A+、A、B、C
MPS 四半期のどこかのタイミングで一時的に記録が不完全となる	A+、A、B、C
四半期終了後の認証資格の再計算時にまだ記録が不完全のまま	NQ (資格無し)
新規参加者で連続 13 期の記録がないか、初回審査に未合格	Participant (参加者)
制裁中 (MPS 禁止農薬を使用、違反行為を繰り返す、等)	NQ (資格無し)

A+、A、B、C の認証資格ランクは環境問題のテーマ (作物保護剤、肥料、エネルギー、廃棄物、水) ごとに、参加者の記録内容を評価基準 (生産圃場の立地条件に応じて設定) と比較して決定されます。詳細は 2.項で説明します。

1.2. 記録内容の監査

MPS 生産履歴管理システムに記録された内容は、会社審査およびリモート審査により正確性が確認されます。これらの審査では会計帳簿類の記載内容を記録と照合します。作物保護剤の使用記録に関しては、上記の審査に加え以下の 2 段階でチェックが行われます。

- 1) 使用履歴のチェック :

生産履歴管理システムの作物保護剤の使用履歴から、国内未登録の農薬や MPS 禁止農薬の使用をチェックします。

2) サンプルング審査によるチェック :

サンプルの残留分析結果から、作物保護剤の使用履歴が正確かどうか、国内未登録の農薬や MPS 禁止農薬が使用されていないかチェックします。サンプルング審査の結果は履歴と合致していなければなりません。

1.2.1. 使用履歴のチェック

MPS 生産履歴管理システムに作物保護剤の使用履歴が記録されると、その有効成分が国内で農薬登録されているかどうか、MPS ブラックリストに入っていないかがチェックされます。未登録の成分や MPS ブラックリストの成分が見つかった場合、参加者にその由の通知がなされます。通知後 5 営業日以内に返答がないか、参加者が使用を認めた場合には、「Certification Criteria ; 認証要件」の制裁規則に従って制裁が科せられます。参加者がこの有効成分を使用していないと返答した場合、MPS は参加者と協議し、この有効成分が使用履歴に記録された原因を解明します。制裁を科すかどうかの判断は MPS が有しますが、参加者と合意できない場合は利害者委員会の判断に委ねられます。

1.2.2. サンプルング審査によるチェック

サンプルング審査の目的は、実際に使用された有効成分が全て記録されているかどうか確認することです。また、国内で未登録の成分や MPS ブラックリストの成分についてもチェックを行います。

公正なサンプルング

参加者の農場からのサンプル採取は最大 5 営業日前に参加者に連絡されますが、予告なしに行うことがあります。分析機関の技術者や審査員または MPS 社員が独自の判断で、無作為にサンプルの採取を行います。原則としてその農場の主要作物から、農薬の交差汚染に留意して 200g 以上のサンプルを採取します。

残留農薬分析とその後のプロセス

サンプルの残留農薬分析は ISO17025 認定の分析機関で行われます。MPS-ABC では限界値を 0.1mg/kg に設定しています。MPS は分析結果を評価した後、結果が参加者に通知されます。5 営業日以内に参加者から返答がない場合、結果に同意したものとみなします。参加者が同意しない場合、MPS では検出された成分が植物体内で代謝によって生じたものかどうか、または外部からドリフト等により混入したものかどうかを確認します。後者の場合、再度のサンプル採取や状況のレポート等の証拠が必要となります。証拠が提出できないときはサンプル B を使用して再度分析を行います。サンプル B の分析を同じ分析機関で行なった場合、サンプル B の結果が結論となります。他の分析機関で行なった場合、2つの結果の平均が結論となります。この結論により当初の分析結果が誤りとされた場合には、サンプル B の分析費用は MPS の負担となります。それ以外の場合、分析費用は参加者に請求されます。

検出された全ての有効成分が参加者の記録にあれば、認証資格ランクには影響を与えません。未記録の有効成分が検出されたとの結論に至った場合には、「Certification Criteria ; 認証要件」の制裁規則に従って制裁が科せられます。

1.3. 生産履歴を過去に遡って記録できる期間

MPS 生産履歴管理システムで履歴の入力が可能な期間は MPS 7 期分（現在の MPS 期とその前の 6 期分）です。この期間内であれば、過去の生産履歴を遡及的に（遡って）入力や訂正を行うことが可能です。

1.3.1. 新規参加者が遡及的な記録を行える条件

MPS-ABC 新規参加者が、生産履歴管理の開始と同時に、これまでの MPS 7 期分を記録することもできます。それにより早期に MPS-ABC 認証資格を取得することが可能になります。ただし、以下の重要な要求事項を満たさなければなりません。

- 1) 生産履歴管理システムに記録可能な過去のデータを有している
- 2) 初回審査の実施スケジュールについて認証機関と合意されている
- 3) 遡及的な記録を行う期間は MPS の請求書に反映されており、支払済み
- 4) 生産履歴管理システム上の記録開始日は MPS 四半期の初日とする

1.3.2. 認証資格を維持する上での注意点

上記の通り、MPS-ABC 参加者は MPS 7 期分の生産履歴を過去に遡って入力や訂正を行うことができます。ただし、すでに審査が終わった期の記録は遡って入力や訂正はできません。

ある期の生産履歴の記録と送信が遅れ、生産履歴管理システムの入力可能期間を過ぎてしまった場合、その参加者の認証資格は取り消され「新規参加者」の扱いとなります。再び認証資格を取得するには新規参加者と同様の初回審査実施要件を満たし、審査に合格しなければなりません。

2. 評価基準、評価ポイントの配点、国のグループ分け

MPS-ABC では、参加者は使用量記録に基づいて最大 110 点の評価ポイントを与えられます。評価ポイントは以下の 5 つの環境問題のテーマを網羅しています。

- 作物保護剤
- 肥料
- エネルギー
- 水
- 廃棄物

それぞれの環境問題のテーマについては 3. 項で説明します。

2.1. 評価ポイントの配点と国のグループ分け

MPS-ABC では参加者は最大 110 点の評価ポイントを獲得できます。獲得した点数は認証資格ランクと関連しており、それを下の図に示します。

Participant <10 points	C (10 – 54,9 points)	B (55 – 69,9 points)	A (70 – 110 points)	A+ (≥ 90 points*)
* Additional requirements for MPS A+ status: - Total number of points: ≥ 90 points - Crop protection: > 85% of max. score - Fertilisers: > 75% of max. score - Energy: > 75% of max. score		* 資格ランク A+ の条件 - 総合ポイント：90 点以上 - 作物保護剤：最大配点の 85% 超 - 肥料：最大配点の 75% 超 - エネルギー：最大配点の 75% 超		

最大 110 点の評価ポイントを環境問題のテーマ別に配点する基本的な方法には 5 通りあり、それぞれ適用される国がグループ分けされています。日本に適用されている配点は付属資料に示します。

実際の配点には生産場所の要因が考慮され、在住する国と栽培環境（施設栽培か露地栽培か）をもとにして参加者ごとに設定されます。

2.2. 評価基準

環境問題のテーマ別の評価ポイントは、面積 (ha) 当たり使用量の上限値と下限値をもとに計算されます。上限値を 0 点・下限値を満点としてこの間を直線で結び、参加者の使用量に応じた点数を与えます。使用量が下限値を下回っても満点のまま、上限値を超過しても 0 点のままです。ただし「赤」と「橙」に分類される作物保護剤に関しては、0 点以下の部分にまで直線関係を延長し、上限値を超えた使用量に対してマイナス点を与えます。それでも、「緑」を含めた作物保護剤の総点数までマイナスにすることはなく、最低は 0 点になります。

上限値・下限値などの評価基準は環境クラスター (environmental clusters) を基に決定されます。環境クラスターとは、生産環境・病虫害発生・生長温度・肥培管理が似ている作物栽培体系の集まりです。環境クラスターごとに作物保護剤・肥料・エネルギーの評価基準が設定されており、それには以下に示すものを含め様々な要因が考慮されています。

評価ポイント上位 20% の参加者の使用量 (下限値設定のため)

評価ポイント下位 20% の参加者の使用量 (上限値設定のため)

参加者の認証資格ランク (A+, A, B, C) の散らばり具合

さらに、この評価基準は定期的に見直しされます。各環境クラスターにおける最新の使用量記録から、新たな上限値・下限値が決定されます。そのため、例えばそれまで A ランクと判定されていた使用量が、新たな評価基準では B ランクになるかも知れません。評価基準の変更は参加者に随時通知されます。

生産履歴管理システムの作物栽培面積に基づいて、参加者それぞれの評価基準が、環境問題のテーマ別に計算され設定されます。これは参加者が自身の植物保護剤や肥料などの使用量に関して、同様の環境で同様の作物を栽培している他の生産者と比べ、どの程度なのか明確になるということです。さらに、評価基準が最新の使用量記録を反映して毎年更新されるため、MPS-ABC 参加者は継続的に、より持続可能性の高い生産体制の構築を目指すよう働きかけられます。

最新の評価基準は MPS カスタマーポータル (MPS Customer Portal) のウェブサイトから、MPS-ABC 参加者のみ参照することができます。

3. 環境問題のテーマ

MPS-ABC は、環境問題に関する 5 つのテーマ；作物保護剤・肥料・エネルギー・廃棄物・水、に関連した生産履歴を記録し管理するシステムにより構成されています。それぞれのテーマごとに記録が必要な項目は「Certification Criteria；認証要件」にて定められています。以下では環境問題の各テーマについてより詳しく解説します。

3.1. 作物保護剤

作物保護剤は有効成分の使用量が評価基準となります。参加者が作物の栽培・保管・加工の過程で使用したすべての資材を記録しなければなりません。これには委託防除業者などの第三者が使用したものも含まれます。

MPS-ABC では、以下の資材について記録が必要です。

- 農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤・植物生長調節剤・土壌消毒剤・展着剤など）
- 植物の生長調節に用いた資材
- 種子処理に用いた資材
- 生物的防除資材、天敵
- 界面活性剤
- 固着剤
- 前処理剤
- 洗浄剤、消毒剤
- 植物の洗浄消毒に用いたもの
- 施設や器材、培土の消毒に用いたもの
- 試験的に使用した資材
- 球根消毒に使用されたもの
- 培土に混合されたもの
- 病害虫対策で使用された資材全般
- 植物活性剤、バイオスティミュラント
- 遮光用のコーティング剤、剥離剤

施設の外周や非耕作地、家庭菜園などに使用した作物保護剤も記録しなければなりません。参加者の農場から採集された自然物を原料として参加者自らが加工・作製したものは記録する必要がありません。また、家畜に用いた動物薬も記録不要です。

3.2. 肥料

肥料は肥料成分の使用量が評価基準となります。参加者が作物の栽培・保管・加工の過程で使用したすべての資材を記録しなければなりません。これには委託作業業者などの第三者が使用したものも含まれます。

MPS-ABC では、以下の資材について記録が必要です。

- 固形肥料
- 液体肥料
- 化成肥料
- 有機肥料
- 土壌改良のための有機物
- 植物活性剤、バイオスティミュラント
- 微量元素
- 元肥
- 配合肥料
- 窒素およびリン酸を含まない肥料
- 培土に混合された肥料
- 促成栽培のための肥料
- 試験的に使用した肥料

以下のものは記録する必要はありません。

- 自家製の堆肥など、参加者の農場由来の自然物を原料として参加者自らが加工・作製したもの
- 原料は参加者の農場由来であるが他の場所で作られた堆肥、ただし参加者はこれを証明できること
- ピートモスなど肥料成分を含まない培養土原料で、ポットやコンテナに充填して使用するもの

3.3. エネルギー

エネルギーは、さまざまなエネルギーの使用量が評価基準となります。参加者が作物の栽培・保管・加工の過程で消費したすべてのエネルギーを記録しなければなりません。MPS-ABC では、各種エネルギーを以下の種類に区分します。

- ガス

- 電力
- クリーン電力、グリーン電力（化石燃料を利用しない発電によるもの）
- バイオマス他、生物由来のエネルギー
- 返送した電力
- 外部から加温用に供給を受けた熱量
- その他すべての燃料

ガスの使用量には事務所・保管庫・加工施設・自宅での使用、スチーマーや作業機械での使用を含みます。ガスメーターや検針記録によって農業用途以外の使用量を明確に区別できない限り、非農業用途を含むすべての使用量を記録しなければなりません。また、ガスの熱量換算係数とカロリーベースでの使用量の記録が必要です。

電力使用量には事務所・保管庫・加工施設・自宅での使用を含みます。電力メーターや検針記録によって農業用途以外の使用量を明確に区別できない限り、非農業用途を含むすべての使用量を記録しなければなりません。

農場外への輸送作業に使用したエネルギー（配送用トラックの燃料など）の記録は必要ありません。MPS-ABC では化石燃料の使用量を評価基準としています。クリーンエネルギーの利用は直接的な評価には結びつきませんが、化石燃料の使用量を減少させるため、間接的に評価ポイントを高める影響があります。

3.4. 水

水の利用方法の評価基準は参加者が属する国のグループによって変わります。参加者または生産サイトごとの一般情報（General Information Form；MPS 生産履歴管理システムの「Company Questionnaire」または「Site Questionnaire」への回答を指す）を評価対象とする場合もあれば、水の使用記録を評価対象とする場合もあります。水資源が圧迫されている地域では、参加者は他の用途での水の利用に十分配慮する必要があります。

3.4.1. 一般情報（General Information Form）の対象項目

（日本に適用されている評価基準の対象項目は以下の 2 点です。）

- 農薬散布の準備の際にこぼれた水の収集
- 点滴灌水または循環式灌水システム（栽培中の施設全体の 95%以上で実施）

3.4.2. 使用記録の対象項目

- 灌水タンクや排水槽からの排水量：河川や下水への排水量（m³）
- 排水の再利用：再利用するために収集した排水の量（m³）
- 灌水量の記録（全ての参加者が必須）：人為的に利用された水の量と水源の情報

3.5. 廃棄物

廃棄物の処理方法の評価基準は 4 項目に分かれます。参加者が責任を持って廃棄物処理を行なっている範囲を、生産サイトごとの一般情報（生産履歴管理システムの「Site Questionnaire」への回答を指す）で明確にします。廃棄物処理は以下のものを対象とします。

- 有機性廃棄物
- 紙ごみ
- 廃プラスチック
- 化学系廃棄物

有機性廃棄物

有機性廃棄物とは植物残さ・有機培土・ピートブロックなどを指します。これらの責任ある処理とは、分別と堆肥化を意味します。堆肥化は参加者自身または外部の堆肥製造業者により行われます。参加者自らが行う場合、敷地内に堆肥置き場が設置されていなければなりません。外部業者により行われる場合、敷地内に業者が用意した輸送用コンテナがある・伝票類が保管されているなど裏付けとなるものがが必要です。

有機性廃棄物の分別は、参加者自身または産廃業者によって行われます。産廃業者を利用する場合、参加者は分別処理について報告書を受け取り、保管しておかなければなりません。

有機性廃棄物の焼却処理は、焼却時のエネルギーを加温（栽培施設や住居）または発電に利用するなど、再利用される場合のみ認められます。

有機性廃棄物の 95%以上を堆肥化または再利用している場合、参加者は責任ある処理を行なっていると回答することができます。

紙ごみ

紙ごみはダンボールを含む紙製品の廃棄物全般を指します。これらの責任ある処理とは、分別と再利用・埋設処理を意味します。紙ごみの焼却処理は、焼却時のエネルギーを加温（栽培施設や住居）または発電に利用するなど、再利用される場合のみ認められます。

紙ごみの 95%以上を再利用または埋設処理している場合、参加者は責任ある処理を行なっていると回答することができます。

廃プラスチック

廃プラスチックは断熱材・スリーブ・カーテン・緩衝材・包装材・パイプ・ポット・肥料袋・点滴灌水チューブ・プラ食器類などを指します。これらの責任ある処理とは、分別とリサイクルを意味します。

廃プラスチックの 95%以上をリサイクルしている場合、参加者は責任ある処理を行なっていると回答することができます。

化学系廃棄物

化学系廃棄物はバッテリー・期限切れ農薬・農薬の空容器・余った農薬・その他の化学物質・肥料・STS を含む前処理剤などを指します。これらの責任ある処理とは、周囲の環境・動植物相・水系・土壌・衛生環境に影響を及ぼさない方法を意味します。

化学系廃棄物の埋設処理や再利用は認められません。農薬の空容器は内部を水ですすぎ、他と区別して適切な保管場所で保管します。化学系廃棄物の焼却処理は専門の処理業者でのみ認められます。

4. 栽培計画

参加者が所在地の異なる複数の農場を持っている場合、それらを「生産サイト (site)」と呼びます。参加者は MPS 生産履歴管理システム上で、生産サイトごとに作物の栽培計画を作成します。栽培計画は、生産サイト内の圃場(plot)の情報と栽培する作物 (crop) の情報、このふたつの結びつきで表されます。

4.1. 圃場の情報

圃場 (プロット) とは生産サイト内の区画された栽培場所で、ひとつの圃場の中に複数の作物の栽培を登録することもできます。ひとつの生産サイトの中に、ひとつまたは複数の圃場を作成して登録できます。実際の農場における温室・畑の配置や面積をもとに生産履歴管理システムに圃場を登録しますが、その際、複数の畑を合算してひとつの圃場として登録したり、ひとつの温室を区切ってふたつの圃場として登録したり、どのように分けを行うかは参加者が自由に決められます。

二段ベンチやハンギング栽培など、作物を上下に配置して栽培を行なっている場合、追加レイヤー (extra layer) を設定します。事務所・保管庫・加工施設・店舗・自宅などは圃場として登録する必要はありません。

4.2. 作物の情報

その生産サイトで栽培している作物、および今後栽培予定の作物に関する情報 (作物名と栽培方法) を MPS 生産履歴管理システムに登録します。

また、圃場における栽培の他に以下の項目を登録して使用量の記録を行います。

- 出荷する球根の消毒
- 催芽処理
- 冷蔵・加温処理 (作物の栽培中、一時的に特定の温度条件下で管理作業を行うこと)
- 種苗 (親株・挿し穂・プラグ苗・組織培養苗のこと、栽培管理を行わず出荷するものは除く)
- 移動式温室

4.3. 圃場と作物との結びつけ

圃場とそこで栽培している作物を結びつけて栽培計画を作成します。これにより、参加者にどの環境クラスター (environmental clusters) を適用するかが決まります。環境クラスターとは、生産環境・病虫害発生・生長温度・肥培管理が似ている作物栽培体系の集まりで、作物保護剤や肥料使用量の上限値・下限値など評価基準のベースになります。栽培計画に応じて、それぞれ独自の MPS-ABC 認証資格の評価基準が設定されます。

4.4. 圃場の一部に行なった作業の記録

農薬の散布作業は、温室や畑全体でなく、それぞれの一部分のみに行われることもあります。MPS 生産履歴管理システムでは、圃場の一部の面積にだけ作業を行なった記録を作成することもできます。このとき、総使用回数の制限がある農薬について、MPS 生産履歴管理システムには農薬の総使用回数のチェック機能はありません。ただし生産履歴管理システムの記録から、過去の使用回数を確認し、農薬の使用規制遵守の証明として利用することはできます。

特定の一区画は野菜栽培に利用しているなど、常に別の生産管理が行われているような場合は、圃場を複数に分割して登録し直し、別の圃場として農薬使用履歴の管理を行うことも可能です。

5. 信頼度指標 (RI)

MPS-ABC 認証制度では、参加者が記録した使用量をもとに認証資格ランクが判定され、参加者に認証資格が発行されます。信頼度の高い使用量記録は、花きマーケットに公正で高品質な認証資格情報を提供するための重要な出発点になります。これを実現するため、MPS では信頼度指標 (Reliability Index ; RI)を導入し、信頼度の低い参加者に対しては追加のサンプリング審査や会社審査を実施していきます。

5.1. RI スコア

参加者の RI (信頼度指標) スコアは、パーセンテージ (%) で表します。参加者の記録内容や報告内容の食い違いが RI の減点に反映されます。例えば MPS 禁止農薬を使用し、それを誠実に記録している生産者には制裁は適用されませんが、RI への影響はありません。サンプリング審査で MPS ブラックリストの有効成分が検出され、それが記録されていなかった場合、制裁の適用とともに RI が減点されます。

MPS-ABC の信頼度指標は上位・中位・下位の 3 段階に区分されます。各々の区分での会社審査とサンプリング審査の実施回数は下記の通りです。

RI 区分	上位	中位	下位
RI スコア	75%より高い	50%~75%	50%未満
サンプリング審査	1年に1回	1年に2回	1年に2回
会社審査	3年に1回	3年に1回	毎年
リモート審査	年間4回	年間4回	年間4回

中位および下位の参加者に追加で実施されるサンプリング審査と会社審査の費用は参加者負担となります。

毎年 11 月 1 日~翌年 10 月 31 日の間の RI の減点が参加者ごとに記録されます。毎年 11 月に以下の方法で RI スコアが計算され、翌年の RI 区分が決定されます。

$$100\% - \text{減点} (\% \text{ポイント}) = \text{RI スコア}$$

参加者は RI スコアに応じて「上位」・「中位」・「下位」のいずれかの RI 区分に振り分けられます。これは翌年の 1 月 1 日から 1 年間適用され、サンプリング審査と会社審査の実施回数に反映されます。このとき RI 区分の決定と並行して、また新たに RI の減点の記録がスタートしていますが、それまでの減点はリセットされ減点 0 の状態から記録が始まります。

5.2. 減点

次の事例が RI スコアに影響します。

- 不完全な記録内容や期限遅れの送信
- 記録内容と審査結果が合致しない
- 記録内容とサンプリング審査の結果が合致しない

以下に簡潔な説明を示します。RI スコアへの実際の影響は「Certification Criteria ; 認証要件」の制裁規則で定められています。

不完全な記録内容や期限遅れの送信

MPS 生産履歴管理システムへのデータ入力や送信作業が「Certification Criteria ; 認証要件」の「生産履歴管理上の要件」を満たしていない場合、RI が減点されます。各 MPS 期の終了時に記録内容が確認され、内容が不完全な期と、記録が未送信の期に対して減点されます。例えば 3 期分のデータが未送信だった場合、一度に 3 回の減点が行われます。

記録内容と審査結果が合致しない

会社審査において使用量記録が会計帳簿類の監査結果と合致しない場合、審査員により訂正されます。この場合、差異の大きさに応じて RI が減点されます。

記録内容とサンプリング審査の結果が合致しない

サンプリング審査において使用量記録にない有効成分が検出され、実際に使用されたことが判明した場合、制裁規則に従って RI が減点されます。

6. MPS-MIND (MPS 環境指標)

MPS-MIND は「MPS milieu indicator」の略で、「MPS が定める環境指標」を意味しており、作物保護剤と肥料の使用量評価方法の基礎となっています。MPS-MIND は、農薬や肥料の環境に対するリスクを表しています。農薬や肥料が環境に及ぼす影響の大きさは、その成分の毒性・残留性・移動性などの化学的特性と、河川等へ流出する危険性・環境的な要因・参加者の生産活動の特徴など生産場所に関連する要因の両面から決定されます。

6.1. 環境ゾーン

MPS-MIND の生産場所に関連する要因を考慮に入れるため、MPS-ABC では 6 つの環境ゾーンを設定しています。環境ゾーンの詳細は付属資料に示します。生産サイトごとの一般情報(生産履歴管理システムの「Site Questionnaire」への回答)の内容から、その生産サイトが属する環境ゾーンが決定されます。日本において環境ゾーンの判定に利用される「Site Questionnaire (サイトの質問)」の項目は以下の通りです。

1) 圃場から最も近い水系までの距離

水系には狭い水路や側溝を含みます。少し離れた場所に複数の圃場がある場合、最も短い距離を生産サイト全体に適用します。

2) 施設栽培の割合

生産サイトに登録された圃場(プロット)の合計面積のうち、施設(ガラス温室・ビニールハウス、無加温のものも含む)の占める面積の割合。

3) 水系に隣接する圃場の境界に流出防止措置がとられている

障壁作物(ソルガムなど)、防風林、最低 3m の幅がある緩衝地帯など。

4) 生産サイト内の最大斜度

圃場内部の最も大きい傾斜。平坦地は 0% とします。

5) 95% 以上のエリアで、灌水を再循環して利用しているか(排水量が全体の 3% 未満)

水耕栽培や、水を回収できるコンクリート床の上での栽培、プールベンチでの栽培などに適用されます。ここでは、回収され再循環される水は「排水」とは捉えません。「排水量」とは、水の入替え時に排出される量だけでなく、灌水システムからあらゆる形で失われる水の総量を意味します。

6) 地下水までの最小深度

最も地下水位が高い圃場の情報を生産サイト全体に適用します。

7) 土壌有機物含有量

最も有機物含有量が低い圃場の情報を生産サイト全体に適用します。

6.2. MPS-MIND カテゴリー

作物保護剤の MPS-MIND では、信頼のおける公式資料をもとに、有効成分の 1kg あたりの環境負荷を設定します。環境負荷の大きさから、作物保護剤の有効成分を「赤(最も有害)」・「橙(有害性がやや少ない)」・「緑(有害性が最も少ない)」に分類します。異なる色の複数の有効成分から成る作物保護剤もあります。有効成分の分類には以下の要因を考慮します。

- | | |
|----------|---|
| 1) 毒性 | 人間、動物、鳥、水生生物、土壌生物、および生態系における捕食者に対する毒性。急性毒性だけでなく長期的な影響も評価対象とする。 |
| 2) 残留性 | 土壌中や水中での分解や、植物や動物の体内における分解と蓄積の性質を評価する。物質が環境中に長く残留するほど環境負荷が高くなる。 |
| 3) 拡散リスク | 水や空気を通じて圃場外に拡散するリスク。 |

有効成分の環境負荷の分類には生産場所に関連する要因も考慮されるため、環境ゾーンによって分類が変わることがあります。例えばある有効成分が、ある環境ゾーンでは「赤」、他の環境ゾーンでは「橙」に分類されることがあります。

MPS-MIND では「赤」・「橙」・「緑」のほかに、「白」に分類される有効成分も規定しています。生物農薬や圃場衛生のための洗浄剤、植物の抵抗力を高める資材などは「白」に分類され、使用しても参加者の認証資格に影響しません。ただし、一般的に生物農薬を利用することで「緑」・「橙」・「赤」の作物保護剤の使用量が減少しますので、間接的に認証資格の評価に良い影響を与えます。

さらに、人畜や環境に深刻な影響を及ぼす有効成分として、MPS ブラックリスト (MPS Black List) が規定されて

います。MPS ブラックリストにある有効成分は使用してはいけません。MPS ブラックリストにある有効成分を含む農薬 (MPS 禁止農薬) は、たとえ参加者が属する国で農薬登録され使用が許可されていても、全ての参加者で使用が禁止されています。MPS ブラックリストは「MPS-ABC Certification Standard ; MPS-ABC 認証規格」の別文書に詳細な規定があります。

7. MPS-OEX (MPS 効率指標)

MPS-OEX は「MPS Oppervlakte Efficiency Index」の略で、「MPS が定める土地効率の指標」を意味します。MPS-OEX は施設栽培に適用され、集約的で効率的な生産を行なっている参加者に対して、肥料とエネルギーの評価基準に優遇措置を講じるものです。参加者がこの優遇措置に適格であるかどうかは、生産サイトごとの一般情報 (生産履歴管理システムの「Site Questionnaire」への回答) における、植物の生長および生産促進要因から判断します。

植物生長・生産促進要因として以下の項目が想定されています。

- 補光 (lighting) 光は多くの場面、特に冬季において植物の生長制限要因になります。
- 炭酸ガス施用 高濃度の炭酸ガス施用は収量を増加させます。
- 培地栽培 培地の利用は植物の生長に直接影響しませんが、生産量を増加させる要因になります。

作物保護剤・肥料・加温・灌水は一般的な栽培要素であり、生長・生産促進要因とはみなしません。MPS-OEX に関する「Site Questionnaire (サイトの質問)」の主な項目は以下の通りです。

1) 屋根面に遮光スクリーン設置

夜間に照明を行なっている場合、屋根面を遮光スクリーンで覆っているか、他の光害防止措置をとっているか。

2) 天井に遮光スクリーン設置

24 時間照明を行なっている場合、施設内の天井を遮光スクリーンで覆って光が漏れないようにしているか。

3) 炭酸ガス施用

炭酸ガス施用を行っているかどうか、行っている場合は全施設面積の何%で行っているか。

4) 切花の培地栽培

鉢物や花壇苗の生産者にとって培地を使用した栽培は一般的なため、ここでは「いいえ」と回答すること。切花などの生産者では土耕栽培から培地を利用した栽培に変更した場合、生産量が向上するケースが多いため、そのようなケースに当たる場合は「はい」と回答する。

5) 光拡散ガラスを使用した施設

施設の全面または部分的に光拡散ガラスが使用されているかどうか、そのような施設は全施設面積の何%か。

6) 光拡散フィルムを利用した施設

施設の全面または部分的に光拡散フィルムが使用されているかどうか、そのような施設は全施設面積の何%か。

7) 光拡散スクリーンを利用した施設

施設に可動式の光拡散スクリーンが設置してあるかどうか、そのような施設は全施設面積の何%か。

8) 光拡散コーティングを施した施設

施設に一時的な光拡散コーティングが施されているかどうか、そのような施設は全施設面積の何%か。

MPS 生産履歴管理システムの「Site Questionnaire (サイトの質問)」で、補光 (lighting) を行なっていると回答した生産サイトでは、MPS-OEX に関連する以下の項目が記録可能になります。ランプの種類や点灯時間など、その生産サイトの状況を記録してください。

1) ランプの商品名、または種類と形式番号

ナトリウムランプまたは水銀ランプ、ワット数などを明確にする。

2) ランプの数、または平均消費電力

点灯しているランプの数、または照明に要する MPS 1 期の平均的な消費電力

3) 各 MPS 期における点灯時間の合計

8. 借入地と外部に委託した栽培

MPS-ABC 認証は、参加者自身が所有している土地だけでなく、借入地（有償・無償を問わない）を含めた参加者の農場全体を対象としています。さらに、外部の第三者に委託して参加者の製品を栽培してもらっている場合、その栽培場所も認証の対象となり、生産履歴の記録が必要になります。

外部への委託栽培がある場合には、MPS 生産履歴管理システム上で「契約栽培 (contract cultivation)」として生産サイトを追加します。この「契約栽培」の生産サイトで入力された圃場面積や、作物保護剤・肥料・エネルギーなどの使用量は、参加者自身のものとして認証資格の評価に加えられます。

参加者は、自身の製品の委託栽培先における生産履歴管理に対して責任を有します。そのため、参加者は委託栽培者が定期的に MPS-ABC 認証に必要な生産履歴情報を提出するよう徹底させなければなりません。

委託栽培先の作物保護剤の使用記録に関してはサンプリング審査でチェックが行われます。委託栽培先のサンプリング審査は 2 年に 1 回実施され、委託栽培先で栽培中の植物から、または委託栽培先から参加者の農場に納品された製品からサンプルが採取されます。

9. サプライチェーンへの対処

「サプライチェーン」とは原材料の調達→製造→保管→販売→消費という一連の経済活動の連なりを意味します。花き産業において MPS-ABC 参加者の農場（委託栽培先を含む）で行われる生産活動に関しては、参加者の生産履歴をもとに、自然環境に対するパフォーマンスの評価が可能です。このとき、MPS-ABC 参加者が自身の経済活動において原材料として購入している種苗や再販用の花き製品等は、花きのサプライチェーン全体を環境に配慮したものに改善してゆく上で重要なポイントとなります。MPS-ABC は、参加者が素材として仕入れる植物 (plant material) のチェックを行うことで、花き生産を対象にした環境認証としての透明性を高めています。

9.1. 素材として仕入れる植物

MPS-ABC 参加者が自身の生産・販売のための素材として仕入れる植物は、「種苗 (starting material)」と「半完成品 (other plant material)」に区別します。

9.1.1. 「種苗」

MPS-ABC 認証規格において、「種苗 (starting material)」は以下のものを指します。

- 親株 (mother plants) 挿し穂苗やプラグ苗の生産に使用する植物
- 挿し穂苗 (cuttings) 発根から鉢上げ・定植されるまでの植物
- プラグ苗 (young plants) 播種から鉢上げ・定植されるまでの植物
- 培養苗 (tissue culture) ハードニングから鉢上げ・定植されるまでの植物

同じ参加者のもとの、「種苗」からスタートして「最終製品 (end product)」までの栽培管理が行われた場合、その製品は参加者の MPS-ABC 認証資格のもと販売ができます。「最終製品」には、市場出荷や小売店へ販売する完成した製品のほか、「半完成品」として（あるいは「種苗」として）他の生産者に販売する製品を含みます。

MPS-ABC 認証資格のある「種苗」を使用すると、認証資格ランクの判定時に 10 点の評価ポイントがボーナスで得られます。

グローバル GAP 認証資格のある「種苗」を使用すると、認証資格ランクの判定時に 5 点の評価ポイントがボーナスで得られます。

「種苗」の購入履歴は、「Certification Criteria ; 認証要件」の規定に従って記録が必要です。

参加者のもとの一年以上栽培管理された親株から、参加者自身により生産された挿し穂苗は、参加者の MPS-ABC 認証資格を有する「種苗」として扱われます。

9.1.2. 「半完成品」

MPS-ABC 参加者が素材として仕入れる「半完成品 (other plant material)」とは、既に他の生産者により栽培工程の一部が終了している植物のことです。

「半完成品」が MPS-ABC 認証資格を有していると証明できる場合、その「半完成品」を用いて生産した「最終製品」は参加者の MPS-ABC 認証資格のもと販売ができます。

MPS-ABC 認証資格のない「半完成品」は、最低 3 ヶ月参加者により栽培管理された場合、「最終製品」は参加者の MPS-ABC 認証資格のもと販売ができます。その作物の栽培サイクルが 3 ヶ月より短いときは、少なくとも全サイクルの 3 分の 2 の期間、参加者のもとの栽培管理されなければなりません。

9.2. 再販用の完成品の購入

他の生産者から花き製品の完成品を購入して参加者自身の出荷数量を補填する場合、その製品を参加者の MPS-ABC 認証資格のもと販売するためには、参加者と同等以上の MPS-ABC 認証資格ランクを有する生産者から購入しなければなりません。例えば、認証資格ランクが「B」の参加者は、認証資格が「B」・「A」・「A+」の生産者から

購入して再販することが可能です。認証資格ランクが「A+」の参加者は、自分の認証資格のもと販売するためには、認証資格ランク「A+」の参加者から購入しなければなりません。

10. グループラベル

MPS グループラベルは生産者団体や農業協同組合のような生産者のグループが、共同してひとつの認証資格をラベルで提示するものです。参加には MPS グループラベルに関する要求事項を満たし、参加契約書へのサインが必要です。詳しくは MPS のホームページを参照してください。

MPS-ABC 認証資格 評価ポイントの配点方法 (グループV ; 日本、台湾、韓国)

環境問題のテーマ別の評価項目	最大配点 (評価ポイント)	
	施設栽培	露地栽培
作物保護剤 合計	40	50
「緑」	12	15
「橙」	16	20
「赤」	12	15
エネルギー	20	10
肥料 合計	20	20
窒素	10	10
リン酸	10	10
廃棄物 合計	10	10
有機性廃棄物は責任ある処理を行なっている	3	3
紙ごみは責任ある処理を行なっている	2	2
廃プラスチックは責任ある処理を行なっている	2	2
化学系廃棄物は責任ある処理を行なっている	3	3
水 合計	10	10
農薬散布の準備の際にこぼれた水の収集	4	4
点滴灌水または循環式灌水システム	6	6
環境認証資格のある「種苗」の使用	10	10
MPS-ABC 認証資格	10	10
グローバル GAP 認証資格	5	5

環境ゾーン：MPS-MIND の生産場所に関わる要因の分類基準

環境ゾーン	説明
1	乾燥した環境で、水生生物および土中生物への影響は無関係。水を経由する拡散は空気経由の拡散より重要性は低い。(例：非常に乾燥した閉鎖システムのエリア)
2	乾燥した環境で、水生生物への影響は無関係。土中生物への影響はある程度関係がある。水経由の拡散は空気経由の拡散より重要性は低い。(例：非常に乾燥した非閉鎖システムのエリア)
3	栽培地の大部分が地表水と土壌から離れた環境。しかし湯気や蒸気を通して、作物保護剤が水生生物と接触する可能性がある。水経由の拡散は空気経由の拡散に次ぐ。(例：地表水のある環境での閉鎖システムでの栽培)
4	栽培地が地表水から離れているが、土壌や地下水からは離れていない環境。地表水に直接の排出があるかもしれない。水経由の拡散は空気経由の拡散と同程度の関係性。(例：温室または比較的乾燥した環境での非閉鎖システム)
5	栽培地が地表水からある程度離れているが、土壌や浅い地下水からは離れていない。水経由の拡散は空気経由の拡散以上に重要。(例：大量の水のある近くの環境での、または、地表水のある温室によって仕切られた区画のある非閉鎖システム)
6	大量の地表水と浅い地下水のエリアでの露地栽培。水生生物への影響と浸出のリスクは同等である。(例：湿地帯での樹木または球根栽培)

Terms and Definitions (用語と定義)

用語 (英語)	訳語	定義
Active substance	有効成分	作物保護剤の成分で、その作物保護剤の効力を決定づけるもの。
Agricultural operations	農作業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 花き類、観葉植物、野菜類、果樹類など作物の栽培 ➢ 生産物の冷蔵保管 ➢ 乾燥や保存、と培準備 (特に球根) ➢ 作物の消毒 ➢ 温室、コンテナ、種子トレイ等の消毒 ➢ 山採りものの加工・保管 ➢ 組織培養
Calorific value (gas)	カロリー量 (ガス)	天然ガスの立方メートルでのエネルギー量
Certificate	認証書	認証機関により発行され、その会社が MPS-ABC 認証条件に規定された要求事項に従って行動しているという正当な期待があり、それを基に認証書を所持する権利が付与されていることを示す文書。
Certification	認証	MPS-ABC 認証条件に規定された要求事項を満たした場合の、認証機関による参加者への MPS-ABC 認証書の付与。
Certification Body (CB)	認証機関	認証制度の要求事項を順守しているかを監査し、MPS-ABC 資格を付与する権利を有する、MPS によって認可された組織。
Company	会社	独立した会計帳簿一式を有する法人。
Company characteristics	会社特性	環境への化学物質の排出に起因する環境リスクに影響を及ぼす特性。例として、灌水の再循環、施設・露地栽培、障壁作物、緩衝地帯、防風林。
Company standard	会社基準	その会社の栽培作物の環境クラスター基準の加重平均。耕作中か非耕作期間中かも考慮される。
Contractor	委託栽培先	MPS 参加者との契約の下、参加者の製品を栽培する生産者。必ずしも MPS 参加者ではない。
Conversion factor (gas)	熱量変換係数	圧力と温度に関係するガス測定量の修正。通常、請求書に記載されている。
Crop	作物	植物の属のまとまりで表す。rose, chrysanthemum, gerbera, anthurium, tulip, kalanchoe, turmeric など。
Crop group	作物グループ	類似した作物のグループ。例として、切花、鉢物、苗ものなど。
Crop schedule	栽培計画	生産サイト別記録内のプロットと作物の概要。
Desk audit	リモート審査	(この抄訳での訳語)
Environmentally certified starting material	環境認証資格を有する種苗	環境認証資格を有する種苗生産者から購入した種苗
Environmental factors	環境要因	有効成分に起因する環境リスクに影響を及ぼす要因。例として、地表の水系、地下水位、土壌有機物含有量、気温、土地の傾斜度など。
Full accounts	完全な会計帳簿類	完全な、審査対象期間全ての販売および購入帳票一式。
Independent sampling	公正なサンプリング	以下の者で、妥当性の問題を引き起こす可能性がなく、生産場所へ自由に立ち入ることができる者による植物サンプルの採取： <ul style="list-style-type: none"> ➢ MPS 従業員 ➢ MPS により任命された審査員 ➢ MPS に雇用された者
Indirect route	間接ルート	使用していない農薬の有効成分が分析によって検出される原因、例として、灌水が汚染されていたなど。
Limit value	限界値	有効成分の残留値の基準で mg/kg で表す。検出された値が限界値より高い場合、その有効成分が使用されたと考え、記録との合致が必要になります。
Location	生産場所	他の生産場所から独立した生産場所 (暖房や灌水設備が独立している、農薬や肥料の在庫も別になる場合もある)。生産記録がいくつかのサブレコードから構成される場合もある。
MPS	MPS	MPS 制度のオーナー
MPS number	MPS 番号	参加者に割り当てられた固有の番号
MPS period	MPS 期	MPS の記録期間の単位で 4 週間 1 期：暦年の第 1 週～4 週、2 期：第 5 週～8 週・・・ 13 期：第 49 週～52 週、ただし 53 週ある年の最終週は 13 期に加える。

用語 (英語)	訳語	定義
MPS quarter	MPS 四半期	連続する 3 または 4 期の MPS 期 MPS 第 1 四半期 : MPS 1 期~4 期、MPS 第 2 四半期 : MPS 5 期~7 期 MPS 第 3 四半期 : MPS 8 期~10 期、MPS 第 4 四半期 : MPS 11 期~13 期
National authorization	国の認可	農業または有効成分の使用が当該国で認可されていること。
Natural products	山採りもの	所有者の許可のもとに採取された自生植物で、いかなる形の栽培や作物保護剤、肥料の施用を受けていないもの。
Outdoor cultivation	露地栽培	屋外での栽培。ネットやガーゼで覆っただけの部分、またはトンネル栽培など一時的な覆いの部分も含める。
Participant	参加者	MPS-ABC 認証制度に加入する顧客。
Production site	生産サイト	参加者の所有地または借入地。複数の作物が育成される。
Protected cultivation	施設栽培	耐久性のあるガラスやプラスチック類で覆われた場所での栽培。(ネットやガーゼで覆ったものは露地栽培に該当)
Qualify	資格判定	参加者が獲得した点数に基づいた A+, A, B, または C 資格の計算。
Record-keeping	生産履歴管理	MPS 生産履歴管理システムで記録された一般情報、記録方法の設定、栽培計画、エネルギーメーターと生産履歴の全て。
Record-keeping environment	MPS 生産履歴管理システム	(この抄訳での訳語)
Reliability Index (RI)	信頼度指標 (RI)	参加者の記録の信頼性を決定する方法。
Resale	再販	自身の製品販売を補完するために購入した園芸作物製品。すぐに転売する。
Sample A	サンプル A	最初の分析に使用する植物サンプルの一部。
Sample analysis	サンプル分析	有効成分の種類と量を検出する分析。
Sample B	サンプル B	再分析に使用する植物サンプルの一部。
Sampling	サンプリング	作物、果実、土壌、培地からのランダムなサンプル採取。
Subcontractor	下請け業者	特定業務を行うために、MPS 参加者に雇用された個人、及び組織。
Sub-records	サブレコード	生産場所や生産サイトなど特定の場所の生産履歴管理のためのデータのセット。それぞれに圃場や作物の情報が登録される。離れた場所に複数の生産場所がある場合、それぞれサブレコードに分けて記録しなければならない。
Uncultivated area	非耕作エリア	即時に栽培が可能となる一時的 (1~6 ヶ月) な非耕作場所。作物の切り替え期間には含まない。花壇、荒地、牧草地などは非耕作エリアに区分せず、栽培計画の中で作物栽培を記録することはできない。
Up-to-date record-keeping	最新の生産履歴	MPS 期の終了後 5 営業日以内に、これまでの MPS 期の全ての使用量が作業単位で記録されている時、生産履歴は最新であるとする。

MPS ガバナンス

1 範囲

この文書は、MPS 財団が認証制度を管理する方法について説明します。
以下の制度に関係します。

MPS-ABC

2 所有権

MPS 認証制度は、MPS 財団の所有となります。

3 MPS 制度の適用範囲

MPS 認証制度は、農業部門で業務する会社、すなわち、
生産者（農作物、ポット堆肥等）
市場
販売者に適用します。

4 参加者

参加者とは、農業分野で活動し、MPS 認証制度が適用される会社を言います。
参加者は、一つまたは複数の MPS 認証制度で認証されることができます。このために、MPS 財団の認可した認証機関と認証契約を締結します。各参加者には、MPS 番号が割り当てられます。
参加者が市場番号を持っている場合、認証機関または MPS 財団に通知しなければなりません。これは、参加者と認証機関との間の契約に記載されます。参加者は、あらゆる変更について、3 営業日以内に認証機関に通知しなければなりません。各 MPS 番号に、複数の市場番号を添付することができます。

5 認証機関

MPS 認証制度で認証業務を提供しようとする認証機関は、MPS 財団とライセンス契約を結ぶことができます。
MPS 認証制度下での審査と査定は、MPS の資格要求を満たし、MPS 財団により認可された認証機関に勤務する審査員によってのみ実行可能です。
MPS 財団は、認可の条件と、資格の要求事項を定めます。

5.1 審査時間

MPS 財団は、MPS 認証制度のための審査と査定時間を定めます。

6 料金

- a) 認証機関のライセンスには料金がかかります。MPS 財団は関連する費用について、認証機関に請求します。
- b) MPS 制度への参加者には料金がかかります。参加者は、認証契約を基に、MPS 財団、または MPS 財団の代理としての認証機関から関連する費用の請求書を受領します。
- c) 参加料金、ライセンス料金は、MPS 財団が定めます。

7 変更

- a) MPS 財団取締役会は、利害者委員会の助言に基づき、MPS 認証制度の要求事項と関連する規則を変更する権利を有します。参加者は変更について、MPS 財団の取締役会、または代理の者によって通知されます。
- b) 参加者は、この制度に登録されている限り、MPS 認証制度の変更が通知されます。
- c) MPS 財団取締役会は、参加者が必要な修正と変更した要求事項を実施できる合理的な移行期間を定めます。
- d) 参加者が移行期間後、変更された認証要求事項を満たすことが出来ない場合、新たな要求事項のもとでは認証は継続できないということを意味するかも知れません。
- e) この MPS 認証制度内で言及される法令、条件、規定、または指針及び関連する規則が変更された場合、MPS 取締役会で定めた日付により、新バージョンが適用されます。

8 特別免除

- a) 例外として、利害者委員会は、MPS 認証制度の参加者に対して、一時的な特別免除を与えることがあります。
- b) 特別免除は、MPS 認証制度の一つまたは複数の条件や義務に関係します。
- c) これは、法定要求事項に関係したり、否認したりすることはできません。
- d) 制限、条件、及び指針は特別免除と、特別免除によって部分的に付与された認証書に結びつけることができます。
- e) 特別免除は書面で設定され、当該参加者と認証機関に情報として送られます。参加者は、これを安全な場所に保管し、チェック中に検査できるようにしなければなりません。
- f) 認証機関は、参加者が特別免除の条件を順守しているかをチェックします。

9 MPS 商標の使用

- a) MPS 財団は、その商標の非独占的使用を以下に与える。

- ひとつまたは複数の MPS 認証制度の全ての要求事項を満たした農作物の生産者
- ひとつまたは複数の MPS 認証制度の全ての要求事項を満たした農作物の販売者で、
商標が外箱に表示され、参加者の名前が明らかになっている場合。

b) 生産者は、参加者の固有番号を含む、統一された MPS 商標を使用できます。

c) 統一の MPS 商標の使用条件は、“統一 MPS 商標の使用指示”文書に定められ、www.my-mps.com からダウンロードできます。

d) 認証機関は、卸チャンネルでの MPS 商標の正しい使用と適用を徹底させます。これについての抜打ち検査が年次ベースで実施されます。

10 制裁

参加者が認証制度下で、責務を果たさない場合、MPS 財団及び・または認証機関の制裁措置が発効します。

11 債務

a) MPS 財団は、認証制度の実施に起因する、あるいは関係する、応募者、参加者、認証機関、及び第三者によって引き起こされたいかなる形態の損失や損害についての債務は一切受け付けません。参加者は、第三者からの全てのクレームについて、MPS 財団に対して、補償しなければなりません。

b) MPS 財団の IT アプリケーション（ウェブサイトや顧客ポータルを含む）の使用は、全て参加者の責となります。MPS 財団及び、またはその従業員に故意の無謀さや作意であることの証拠がない限り、MPS 財団は、全ての IT アプリケーションの動作故障や MPS の IT アプリケーションの故障により生じる参加者に対する請求により被ったいかなる損失や損害を受け入れることはできません。

c) 参加者は、MPS 財団に対して MPS の IT アプリケーション経由の特定の作物データやその他情報にアクセスできる参加者の顧客を含む全ての第三者の請求について補償しなければなりません。

d) MPS 財団は、ウェブサイト・顧客ポータルの内容を更新し、参加者の資格付けと栽培作物を、出来る限り正しく表します。用心と注意にもかかわらず、ウェブサイトが不完全であったり、不正確な情報を含んでいたりする可能性があります。MPS 財団は、その損失や損害の性質に関係なく、これに対する責任を負いません。

12 公表

a) 認証制度のコピーは、www.my-MPS.com からダウンロードできます。

b) MPS 財団は、MPS 参加者（認証会社）の最新リストを、ウェブサイトで公表します。

c) MPS 財団は、ウェブサイト経由で任命された認証機関の最新リストを公表します。

d) MPS 財団は、参加者の現在資格を市場に通知します。

e) 解釈については、オランダ語版が優先します。

13 適用法

これらの条件やそれらに起因または関連する紛争は、専らオランダ法に準拠します。

MPS ブラックリスト・
MPS 禁止農薬（ブラックリストの有効成分を含む農薬）

- ▶ 下記の表は MPS ブラックリストの有効成分を含んでいるが、日本国内で農薬登録されているなど特に注意が必要な農薬の一覧です。数年以内に登録が失効したばかりのもの、植物体内での代謝物が MPS ブラックリストの有効成分のため、サンプリング審査により検出される可能性のあるものも含んでいます。
- ▶ 農薬取締法により、日本国内で未登録の農薬・登録が失効した農薬は、たとえ非食用作物であっても使用が禁止されています。農薬の使用に際しては以下の 2 点を必ず確認してください。
 - ✦ 農薬登録番号が記載されていない、未登録農薬は使用しない
 - ✦ 有効期限の切れた農薬製品は、登録が失効している可能性があるため使用しない
- ▶ 赤字で示した農薬は、日本国内での使用は認められているが、MPS-ABC 認証規則により使用が禁止されています。使用した場合、12 週間の認証資格停止の制裁が課せられます。使用しておきながらそれを記録せず、後にサンプリング審査で使用が発覚した場合には、12 週間の認証資格停止に加え、信頼度指標の減点と、サンプリング審査の再実施が課せられます。
- ▶ これらの禁止農薬は保管することも禁止されています。在庫は速やかに破棄し、誤って使用しないよう十分に注意してください。

化合物名	用途	日本での登録農薬
アラクロール	除草剤	ラッソー乳剤、ハブーン乳剤、ラクサー乳剤・粒剤
ベノミル	殺菌剤	ベンレート水和剤、ベンレートT水和剤、キャブレート水和剤 ダコレート水和剤、シャルマット水和剤、プライア水和剤、ニマイバー水和剤
カルボフラン	殺虫剤	登録なし (カルボスルファン剤、ベンブラカルブ剤の代謝物として検出可能性あり)
カルボスルファン	殺虫剤	アドバンテージ粒剤、ガゼット粒剤、ギャング粒剤
クロロファシノン	殺鼠剤	ネズコ粒剤
ダイファシノン	殺鼠剤	ヤソジオン
EPN	殺虫剤	E P N 乳剤；2019 年に登録失効
メタミドホス	殺虫剤	登録なし（アセフェート剤の代謝物として検出可能性あり）
パラコート	除草剤	プリグロックスL